

県庁における 「働き方改革」の取組み

平成29年8月4日(金)



「すいすいカエル〜る水曜日」
ロゴマーク

国における「時間外労働の上限規制」導入の動き

政府

「働き方改革」を
構造改革の「柱」に！

「働き方改革実行計画」策定（H29.3）
※時間外労働の上限規制、同一労働同一賃金 等

時間外労働の上限規制 ⇒ 今秋にも法案提出へ

<原則>

- ・ 原則として、「月45時間、年間360時間」を上限
- ・ 繁忙期などの特例として、①～④の制限を設け、違反した場合は罰則

<特例>

- ① 「年720時間以内（月平均60時間）」
- ② 2～6か月のいずれにおいても「平均80時間以内（休日労働含む）」
- ③ 極めて忙しい1カ月の上限「100時間未満（休日労働含む）」
- ④ 月45時間超は「年6回」を上限

いずれかを
超えると罰則

■ 一人当たり超勤時間数(知事部局)

	年度	時間数 (月平均/人)	増加率% (対前年度比)
	H20	9.6	—
	〃		
	H26	18.3	12.3
	H27	19.3	5.5
	H28	20.3	5.2

■ 月80時間超の長時間超勤者(同左)

	年度	延べ人数 (人)	増加率% (対前年度比)
	H20	210	—
	〃		
	H26	599	41.9
	H27	653	9.0
	H28	718	10.0

※総務省「H27 地方公務員の時間外勤務に関する実態調査」

- 時間外勤務(月平均/人) **本県 19時間** ※全体平均(都道府県・政令市等) 13.2時間
- 月80時間超の職員の割合 **本県 2.0%** ※全体平均(都道府県・政令市等) 1.1%

■ 年次有給休暇の取得日数(知事部局)

年度	H23	～	H26	H27	H28
取得日数	10.7		11.2	11.3	11.1

※総務省「H27 地方公共団体の勤務条件等調査」

- 平均取得日数 → (本県) **11.3日**
 (都道府県) 11.5日
 (政令市) 13.0日

平成29年度 「働き方改革推進方針」

1 推進方針

「**超過勤務時間の縮減**」をはじめ、「**休暇の取得促進**」や、「**テレワークの更なる導入**」など、これまでの働き方を大きく見直す「**働き方改革**」の取組みを全庁あげて推進。

2 中期目標

「**平成29年度～31年度**」までの3年間で計画的に取り組む

- **超過勤務時間数（月平均／1人当たり）**

H28年度：20.3 時間 → H31年度：**17 時間未満**

- **長時間超過勤務者数（月80時間超）**

H28年度：延べ718人 → H31年度：**延べ300人**

- **年次有給休暇の取得日数（年平均／1人当たり）**

H28年 ：11.1日 → H31年 ：**15.0日**

3 平成29年度の取組目標

- 超過勤務時間数（月平均／1人当たり）：前年度より「**5%**」削減
- 長時間超過勤務者数（月80時間超）：前年度より「**15%**」削減
- 年次有給休暇の取得日数：前年より「**+1日**」以上

4 取組内容

（1）意識改革の推進

① 「**ノー残業デー**」の徹底

年間通じた「**定時退庁日（毎週水曜日）**」の更なる徹底

② 超過勤務時間数等の「**見える化**」

部局単位で、「**月平均超勤時間数／人**」や「**年休取得日数**」を全庁に周知

③ 超勤縮減所属の「**周知**」

前年度と比較し、「**超勤時間**」縮減を達成した所属（上位のみ）を全庁に周知



「すいすいカエーる水曜日」
ロゴマーク

(2) 管理職員等によるマネジメント強化

① 「働き方改革宣言」の実施

各部署が具体的目標や取組内容を記載した
特色ある「働き方改革宣言書」を作成

「イクボス宣言式(5/31)」
各部署長が宣言！

保健福祉部働き方改革宣言

< 目 標 >

- 超過勤務時間数（一人月平均）：前年度より「10%」削減
- 長時間超過勤務者数（月80時間超）：前年度より「30%」削減
- 年次有給休暇の取得日数：前年より「+1日」以上

< 取 組 内 容 >

- ★ 保健福祉政策課の「マネジメントとサポート機能」の強化
- ★ 「保福・働き方改革アワード（仮称）」の創設

【超過勤務時間の縮減】

- 毎週水曜日以外に月1日の定時退庁日（健康増進デー）を設定
- 定時退庁日の管理職員による巡回、声かけ及び「定時退庁ボード」の掲示
- 特定の職員に業務が集中しないための応援体制や事務分担の適正化

【年次有給休暇の取得促進】

- 「年休取得表」を作成し、計画的な「連続休暇の取得」を促進
- 「育パパ・育ママ・サポート休暇」により、職員の育児参加を推進



西部総合県民局働き方改革宣言

< 目 標 >

- 超過勤務時間数（一人月平均）：前年度より「10%」削減
- 長時間超過勤務者数（月80時間超）：前年度より「20%」削減
- 年次有給休暇の取得日数：前年より「+2日」以上

< 取 組 内 容 >

【超過勤務時間の縮減】

- 管理職主導による“作成資料の削減”
- 朝礼を活用した超過勤務時間の縮減
 - ・水曜以外の定時退庁日を毎週設定し、周知
 - ・ペットボトルを用いた定時退庁宣言（定時退庁の見える化）
- テレビ会議の積極活用による移動時間の節約

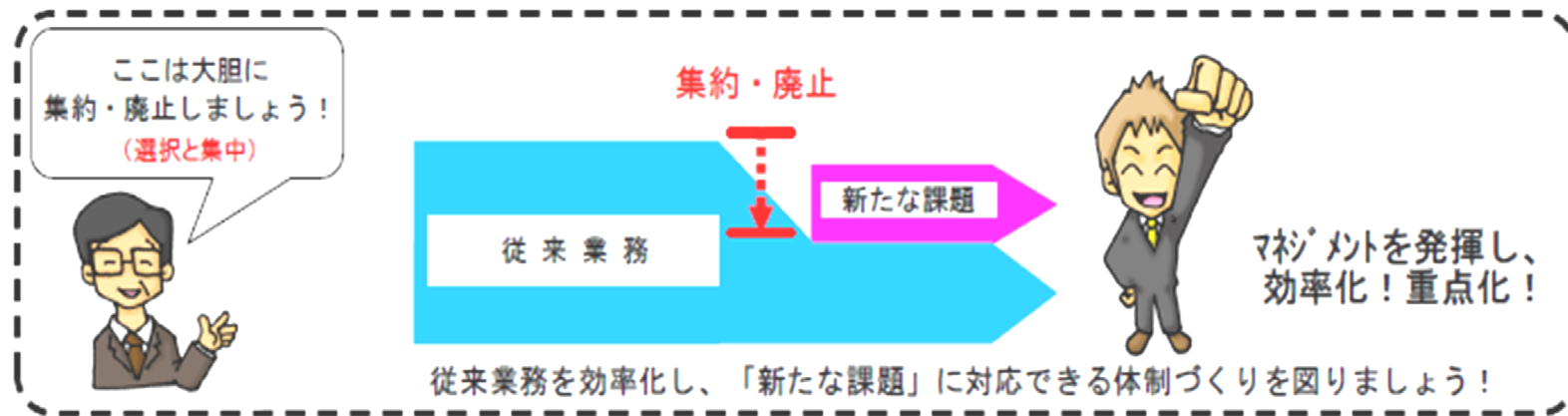
【年次有給休暇の取得促進】

- 管理職の声かけによる年次有給休暇の取得促進
- 朝礼で休暇情報を共有し、計画的な休暇取得を促進
- にし阿波「ツーモアホリデー」運動の展開
～各人が昨年実績より+2日休む取組～



(2) 管理職員等によるマネジメント強化

- ② 「**超勤要因の分析**」及び「**業務の抜本的な見直し**」の実施
所属で超勤状況を把握・分析、業務の見直し（廃止・簡素化）を実施



- ③ 「**柔軟かつ機動的**」な人員の配置等
年度途中での「人員配置」や「事務分担」の見直しを実施
- ④ 「**休暇取得**」の奨励
「休暇を取得しやすい職場づくり」を推進
(子供の行事や家族記念日、プレミアムフライデー等)

(3) 時間と場所に縛られない「新しい働き方」の推進

① 「テレワーク」の推進

「県庁版サテライトオフィス」、「在宅勤務」等、テレワークを推進

7/24 「テレワーク・デイ」

→ 100人規模の一斉テレワークを実施



② フリーアドレス制導入による「職場改革」の推進

「ペーパーレス化」や「場所に縛られない働き方」を
組織や職員に浸透させ、「在宅勤務」の更なる導入を推進



フリーアドレス制導入



ペーパーレス会議



立ち会議

**「働き方改革」の推進に向け、
部局長をはじめ、管理職員が「マネジメント」を発揮！**

- 職員の「ワーク・ライフ・バランス」の実現
- 風通しの良い「職場環境づくり」の推進



「すいすいカエる水曜日」
ロゴマーク